

## 主伐への補助制度を行っています

令和4年度から、林業事業体の育成・強化を図り、木材生産量を増加させて森林資源の循環利用を進めるために、主伐（皆伐）に対して補助を行う「林業事業体木材生産力向上支援事業」を行っています。

### 補助対象となる施業

- 主伐（皆伐に限ります）

### 補助金額

- 補助金の計算方法：（標準単価<sup>\*</sup>＋間接費相当額） × 3/10 × 施業面積  
※花粉発生源対策苗木による再造林を実施する際は、3.5/10の補助率となります。  
※標準単価については別途設定し、HPで公開しています。

### 補助対象となる事業者

- 次のいずれかに該当する事業者
  - 森林経営計画の認定を受けた事業者
  - 林業労働力の確保の促進に関する法律により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた事業者
  - 森林経営管理法により知事が公表した民間事業者

### 主な要件

- 木材生産性<sup>\*</sup>を5年間で1.3倍以上に向上させることまたは長期間の森林経営を行う人工林で実施すること
  - 施業の完了した年度の翌年度の4月1日から起算してから2年以内に再造林を行うこと
  - 施業の完了した年度の翌年度の4月1日から起算して10年間は、施業地を転用しないこと
- ※木材生産性（m<sup>3</sup>/人日）＝木材生産量（m<sup>3</sup>）÷同木材生産に要した人工数（人日）  
※要件を満たさない場合は、補助金返還の対象になります。

### 申請方法

- 指定の期日までに事業計画の承認申請を行って承認を受けたい場合、所定の資料を添付して、広域振興局等に交付申請を行ってください。
- ①京の木流通モデル構築支援事業に係るサプライチェーン構築に参画する事業者、②事業計画に掲げる木材生産性の伸び率が大きい事業者、③主伐・再造林一貫作業を行う事業者を優先採択しますので、申請者が多い場合は補助金の交付を受けられないことがあります。

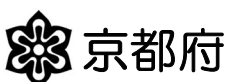
### 留意事項

- 伐採に当たっては、伐採および伐採後の造林の届出の提出等の手続きが必要です。詳細は事業地を所管する市町村にお問い合わせください。
- 本事業の実施により得られる収益は、木材生産力の向上や森林所有者への還元を活用してください。

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで

林業事業体木材生産力向上支援事業

検索



京都府丹後広域振興局（0772-62-4306）  
京都府南丹広域振興局（0771-22-1017）  
京都府京都林務事務所（075-451-5724）

京都府中丹広域振興局（0773-62-2586）  
京都府山城広域振興局（0774-21-3450）  
京都府農林水産部林業振興課（075-414-5015）

# ○事業の流れ

